



2026年2月24日

各位

会社名 ジャパニクス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西川 三郎
(コード：9558 東証グロース)
問合せ先 執行役員 IR担当 神田 理裕
(TEL. 045-670-7240)

監査等委員会設置会社への移行に伴う 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、2026年2月24日開催の第26期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、同日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、変更箇所は下線で示しております。

記

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンス強化のためには、内部統制システムの充実が必須であると認識しております。また、企業価値の向上に向けて、業務執行における有効かつ効率的な意思決定と、透明性の高い公正で信頼性の高い経営の実現をコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。

また、継続的に体制の見直しを図り、より適正かつ効率的なシステムの構築に努めてまいります。

この基本理念のもと、下記のとおり内部統制システムを整備いたします。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の職務の執行にあたって、組織の運営に関する社内規定を整備し、意思決定のプロセスおよび結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役、内部監査室が当該プロセスおよび結果を閲覧できる体制を構築する。

管理担当取締役を委員長として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令および定款遵守の周知徹底と実行を図る。また、コンプライアンス意識を徹底、向上させるために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対しコンプライアンスに関する教育研修を継続して実施する。

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に従って定期的な内部監査を実施することによって、業務運営の有効性、財務報告の信頼性、内部統制の整備・運用状況を評価し、改善に向けた助言・提言を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内規程類に従って取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し適切に保存、管理する。また、取締役は文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、リスク・コンプライアンス委員会が活動の主体となり、リスク管理規程に従ってリスク管理体制を構築する。

不測の事態が発生した場合には、迅速な対応によって損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程に従って、意思決定の迅速化を図り、効率的な職務の執行を図る。また、取締役会において、事業計画を策定し明確な目標を定め、事業計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務の効率性の分析・評価を行い、事業活動の目標の達成を図る。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、子会社は存在しないが、将来的にこれを設立する場合には、関係会社管理規程等を整備の上、グループ全体での内部統制の徹底を図る。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととする。

補助使用人は兼務を可とするが、当該職務を遂行する場合には取締役（監査等委員である取締役を除く。）およびその他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、業務執行状況を聴取し、必要な情報の開示を求めることができる。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員から業務執行に関して報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、法令および定款に反することが発生した場合その他、当社業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合は、速やかに監査等委員に報告する。また、監査等委員に報告した者は、報告したことを理由として不利益となる取扱いを受けない。

8. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は定期的に取締役（監査等委員である取締役を除く。）とミーティングをもち、業務の状況のヒアリングを行う。また、内部監査室や会計監査人とも密に情報交換を行い有効な監査を行う。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。

11. 反社会的勢力に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合に

は取引を解消する。

管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

以 上